

ふるさと小山に愛着と誇りをもち、これからの時代をたくましく生きる子どもを育てる

小山市小中一貫教育推進基本計画

(改訂版)

～「子どもの瞳が輝き 笑顔があふれ 元気なあいさつが響く学校」づくりを通して～

2017年度（平成29年度）～ 2021年度（令和 3 年度）

改訂版 2024年度（令和 6 年度）～ 2028年度（令和10年度）

令和 6 年 3 月

小山市教育委員会

◇はじめに◇

近年の社会情勢の急激な変化や児童生徒を取り巻く生活環境の変化、学校現場で顕在化する様々な教育課題、これらに適切に対応し我が国の未来を切り拓く人材の育成を目指し、平成18年に教育基本法が改正されました。この改正では、これまでの教育基本法の普遍的な理念は大切にしながら、今日求められる教育の目的や理念、教育の実施に関する基本が定められました。そして、続く平成19年の学校教育法の改正においては、義務教育として行われる普通教育の目標が新設されました。その後、学習指導要領（平成20年告示）においては、学校段階間の連携を促進するための工夫が講じられ、さらに同（平成29年告示）においては、学校段階間の接続を踏まえた教育課程の編成が求められました。

このような中、小学校と中学校が共に義務教育の一環を形成する学校として学習指導や児童・生徒指導において互いに協力し、責任を共有して目的を達成するという観点から、双方の教職員が義務教育9年間の全体像を把握し、系統性・連続性に配慮した教育活動の機運が高まり、各地域の実情に応じた小中一貫教育の実践がなされてきています。

そして今、社会の在り方が劇的に変わる「Society5.0時代」が到来し、先行き不透明な「予測困難な時代」となっています。その中で、我が国の学校教育がこれまで果たしてきた役割やその成果を振り返りつつ、再認識された学校の役割や課題を踏まえ、「全ての児童生徒の可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学び」を一体的に充実させる「令和の日本型学校教育」の実現が求められているところです。

本市においては、平成19年度に「小中連携プロジェクト」を開始して以来、義務教育9年間を通して、児童生徒一人一人の個性や能力を最大限に伸ばすための学びや育ちをつなぐ指導の在り方について、学校区ごとに研究を重ねてまいりました。さらに、平成29年度には、今後5年間の本市の小中一貫教育の基本的な考え方を明らかにした「小山市小中一貫教育推進基本計画」を策定し、知・徳・体の調和のとれた児童生徒の育成のために、小・中学校の教職員が一体となって、義務教育9年間の枠組みの中で、一貫した指導や支援を行い、児童生徒の学びや育ちの連続性を保証した小中一貫教育を推進してまいりました。

この「小山市小中一貫教育推進基本計画（改訂版）」は、本市における小中一貫教育の現状と課題を基に「小山市小中一貫教育推進基本計画」に必要な改訂を加え、今後、本市が進める小中一貫教育に関わる基本的な考え方を示すことを目的としています。本計画に基づく取組を重ねながら、家庭や地域と連携・協働を深めつつ、義務教育9年間を一つの枠組みと捉え、学校教育の質的向上に取り組んでまいります。そして、今日の変化を踏まえつつ、児童生徒一人一人が持続可能な社会の創り手となることができるよう、本市学校教育を推進してまいります。

小山市小中一貫教育推進基本計画（改訂版） 目次

I これまでの取組 3

II 本市の小中一貫教育の現状 5

- 1 小中一貫教育の成果と取組内容に関する調査について 5
- 2 本市小中一貫教育の現状や課題 5
 - (1) 学校運営の取組について
 - (2) 学習指導の取組について
 - (3) 児童・生徒指導、特別支援教育の取組について
 - (4) 学校間交流活動、地域連携・協働の取組について
 - (5) 児童生徒に関することについて
 - (6) 教職員に関することについて

III 本市が推進する小中一貫教育 7

- 1 小中一貫教育のねらいとグランドデザイン 7
- 2 小中一貫教育の基本方針 9
 - (1) 各学校区の実情に応じた小中一貫教育の推進 9
 - (2) 学年段階の区切りの考え方と指導計画 12
 - ア 学年段階の区切りの考え方
 - イ 推進計画及び指導計画の作成
 - (3) 教職員の実効性のある組織体制の整備と機能の充実 14
 - (4) 交流活動の充実と地域との協働の促進 14
 - ア ねらいを明確にした児童生徒の交流活動の推進
 - イ 教職員の研修や交流の充実
 - ウ 家庭・地域との協働の促進
 - (5) 検証・改善サイクルの運用による推進と充実 16

IV 資料 17

- ◆小中一貫教育推進計画（様式1） 18
- ◆小中一貫教育基本カリキュラム（様式2） 19
- ◆学年段階の区切りと指導の方向性 20
- ◆小山市の小中一貫教育 2017～2021 取組内容 21

本計画中では、「小学校」「小」には義務教育学校前期課程を、「中学校」「中」には義務教育学校後期課程をそれぞれ含むものとします。

I これまでの取組

本市では、平成19年度から小中連携教育を進め、その後小中一貫教育へ移行し、現在では各学校区においてそれぞれの特色を生かした様々な取組が行われている。

小中一貫教育全面実施に向けた取組の段階として、第1ステージ、第2ステージ、第3ステージを設定したが、特に第3ステージでは、小・中学校の教育課程に9年間の連続性をもたせ、児童生徒の学びや育ちが一層確かなものになるよう、教育の充実を目指してきた。

① 第1ステージ

小中連携プロジェクト期（H19～）
「各学校区の取組の共有化」

以前から自発的に小・中学校の連携を行ってきた学校区の取組を基にしながら、進学等に伴う不適應を示す等の課題への各学校の対応策を探り、広く共有する目的で、平成19年度から「小中連携プロジェクト」を位置付け、調査・研究を行った。

「既存の組織活用、行事の見直し、児童生徒の交流活動、地域の特色を生かした活動」などの実践例を市教委でまとめ、整理するとともに、それらを全小・中学校に発信した。

② 第2ステージ

小中連携一貫教育期（H22～）
「中学校区の実態に即し、4期に分けた研究推進」

連携を一步進め、小・中学校間の円滑な接続を図り、教育活動全体の充実という視点から、小・中学校の指導観や児童・生徒観等を再考し、それぞれの学校風土を大切にしながら「義務教育9年間で子どもを育む」ことを重要な視点として、連携から一貫へと徐々に移行しながら、小中一貫教育の研究に取り組んだ。

平成22年度からは、学校区ごとの研究に順次取り組み、平成27年度までに全学校区で実施した。

「小中連携プロジェクト」の成果と課題を踏まえ、既存の枠組みの中で可能な小中連携一貫教育を展開し、各学校区で小・中学校が連携・協力し、それぞれの実態に即して、「9年間を見通した子どもの成長」を目指す教育を模索した。

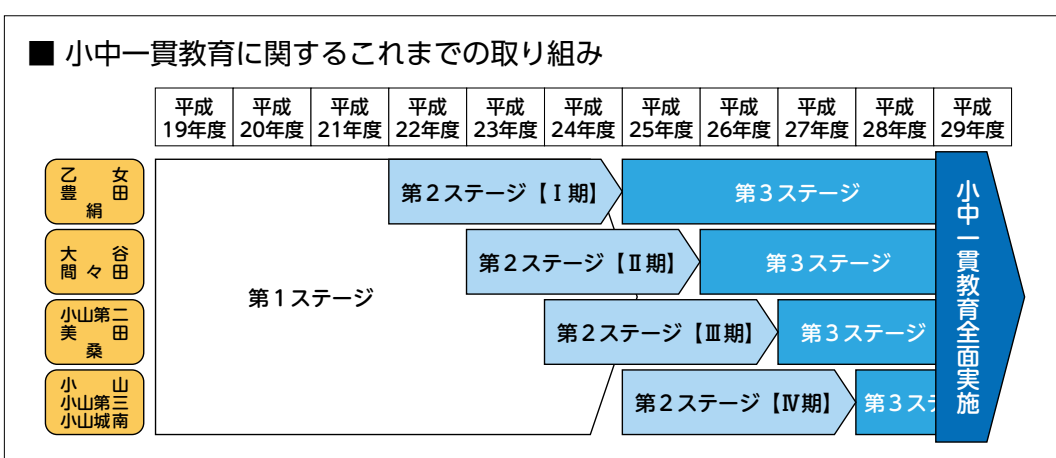
③ 第3ステージ

小中連携一貫教育期（H25～）

「第2ステージの成果と課題等を踏まえた発展的研究」

後続の研究指定の有無にかかわらず、第2ステージの研究内容を継続し、その発展・充実を図るなど、各学校区の特徴を生かしながら、発展的に取り組んだステージである。

文部科学省では、小中一貫教育を「小中連携のうち、小・中学校が9年間を通じた教育課程を編成し、それに基づき行う系統的な教育」と定義しているが、それに沿って教育課程に焦点をあてた段階であると言えることができる。



④ 第4ステージ

小中一貫教育期（H29～）

「各学校区の特徴ある小中一貫教育の推進」

これまでの取組の主な成果として、「学習意欲の高まり」「規範意識の向上」「自己有用感の高揚」「教職員の児童生徒理解の向上」「指導方法改善意欲の向上」「地域の連帯意識の高まり」などが挙げられている。

これらのことから、小中一貫教育は、児童生徒の知・徳・体における豊かな成長につながることを期待できること、教職員にとっても資質・能力の向上を図る貴重な機会となること、地域コミュニティの形成という観点からも有意義であることなど、様々な成果を期待できる教育形態と考えられる。

そこで、平成29年度からは、これまでの取組の成果を踏まえ、各学校区の教職員が一体となって、知・徳・体における一貫した指導や支援を行い、義務教育9年間の枠組みの中で、児童生徒の学びや育ちの連続性を保証し、また地域と連携、協働した学校区ごとの特徴ある小中一貫教育を推進する。

Ⅱ 本市の小中一貫教育の現状

1 小中一貫教育の成果と取組内容に関する調査について

本市では、平成29年度に小中一貫教育が全面実施となって以来、各学校区においてそれぞれの実情に応じた特色ある小中一貫教育を推進してきている。全面実施から4年目となる令和2年度に、これまで推進してきた小中一貫教育の現状や課題を把握するために「本市における小中一貫教育の成果と取組内容に関する調査」を実施した。

ここでは、調査結果を踏まえた、本市の小中一貫教育の現状と課題について説明する。

2 本市小中一貫教育の現状や課題

調査結果からは、各学校区において「小山市の小中一貫教育 2017～2021 取組内容¹」にある小中一貫教育の取組が着実に実施され、その結果、児童生徒の学習面・生活面に効果が認められていることが分かった。平成29年度の小中一貫教育全面実施以来、各学校区の教職員が一体となり、学校区ごとの特色ある小中一貫教育を進めてきているが、本市学校教育の質的向上のために、それぞれの取組に検証と改善を加えつつ、今後も、継続していくことが望まれる。以下に、各項目の現状と課題について説明する。

(1) 学校運営の取組について

各学校では、9年間を見通した柔軟な教育課程の編成と実施に着実に取り組んでいる。ただ、小中一貫教育の学校評価については、実施し分析もしているが、分析結果の学校区での共有については不十分であることが分かった。今後、「小中一貫教育のねらい」の下、本計画「Ⅲ2（5）検証・改善サイクルの運用による推進と充実」を参照しつつ、学校区での共有を図ることが望まれる。

(2) 学習指導の取組について

各学校では、9年間の学びの連続性を意識した授業づくりを実施している。ただ、小学校と中学校の取組状況には差が認められ、このことは課題と考えられる。今後、9年間の枠組みの中で、児童生徒の学びと育ちを保証するという視点から、再度、教職員の意識と指導を「そろえる」ことが望まれる。また、各校の実情に応じた小学校高学年における一部教科担任制の導入や、小中一貫校における小中間の相互乗り入れ授業等による授業形態の工夫が児童生徒に及ぼす効果について、再確認することが望まれる。

1 2017年度から2021年度までの本市の小中一貫教育に関する具体的な取組内容を示している。年度ごとに内容の見直しを行った。（「Ⅳ 資料」参照）

(3) 児童・生徒指導、特別支援教育の取組について

各学校区において、9年間を見通したいじめ・不登校の未然防止に向けた取組を着実に進めるとともに、児童・生徒指導に関する情報交換を密にし、児童生徒の実態を踏まえた手立て・支援等を実践している。ただ、依然として不登校の児童生徒の増加に歯止めがかからないこと、中学校でその傾向が一層強くなることなどの課題が見られ、今後も「中1ギャップの解消」に向けた取組の更なる充実が望まれる。また、特別な支援が必要な児童生徒への対応においても、学校区での更なる連携が望まれる。

(4) 学校間交流活動、地域連携・協働の取組について

各学校区において、小小間、小中間の連携行事の見直しと改善、年間行事予定の調整等を実施している。一方、小中一貫教育と地域とともにある学校づくりの一体的な推進は課題と考えられる。今後、本計画「Ⅲ2(4)ウ 家庭・地域との協働の促進」を参照しつつ、各学校区における小中一貫教育と地域とともにある学校づくりの在り方について検討することが望まれる。

(5) 児童生徒に関することについて

小学校の調査結果からは、児童の学習意欲が向上したこと、学習規律の定着が進んだこと、中学校への進学に不安を覚える児童が減少したこと等が、成果として挙げられている。また中学校では、小学校と同様に生徒の学習意欲の向上や学習規律の定着が成果として挙げられたことに加え、生活規律の定着が進んだこと、生徒に思いやりや助け合いの気持ちが育まれていること、上級生が下級生の手本となろうとしていること等が、成果として挙げられている。

(6) 教職員に関することについて

指導方法の改善意欲が高まったこと、教科指導力の向上につながったこと、特別な支援が必要な児童生徒へのきめ細かな指導が充実したこと、小・中学校間で協力して指導に当たる意識が高まったこと等が成果として挙げられた一方で、仕事に対する満足度の高まりについては他の項目に比べて低くなっている。学校間の距離や複数の学校と打合せや研修を実施するための調整の難しさ、異なる学校の教職員同士の意識をそろえることの難しさなど、いくつかの要因があることが考えられる。打合せや研修等の方法や時間の確保、また、学校区での教職員の意識のそろえ方等に課題があると考えられる。今後、本計画「Ⅲ2(3) 教職員の実効性のある組織体制の構築」を参照しつつ、各学校区と教育委員会が連携の上、学校区の実情に応じて取組を柔軟に工夫することが望まれる。

Ⅲ 本市が推進する小中一貫教育

1 小中一貫教育のねらいとブランドデザイン

これまでの取組を踏まえて、教職員・児童生徒・保護者・地域住民が参画し、「共創の教育²」を推進するとともに、以下の4つをねらいとしながら、「子どもの瞳が輝き、笑顔があふれ、元気なあいさつが響く学校³」づくりをとおして、知・徳・体の調和のとれた児童生徒を育成する。

① 連続した学びに支えられた学力・学習意欲の向上

学校種にかかわらず、学校区の全ての教職員の相互理解を深め、連続性のある一貫した指導を行うことにより、児童生徒の学力・学習意欲の向上や、教職員の指導力の向上を目指す。

② 豊かな人間性、社会性の育成

生命尊重、人権尊重を全ての教育の基盤に据え、様々な交流活動を推進したり、道徳教育を充実したりすることなどを通じて、豊かな人間性や社会性を育むことを目指す。

③ 心身の健康に対する意識と体力の向上

健康教育や体育・スポーツ活動、食に関する指導を推進することを通じて、バランスのとれた心と体の健康に対する意識や体力を高めることを目指す。

④ ふるさと小山を愛し、誇りに思う心情や態度の育成

ふるさと小山やそれぞれの地域の特色を生かした学習や地域と連携した学習により、児童生徒の郷土に対する愛着や誇りを高めることを目指す。

2 本市では、義務教育9年間において、教職員、児童生徒、保護者、地域住民が参画し、それぞれが互いのパートナーとして、共に成長し、共に地域を創るという理念の下、児童生徒同士、児童生徒と大人のさまざまな関わりを大切にする中で、児童生徒に「自ら育つ力、他者に育ててもらふ力、他者を育てる力」を育む学校教育を展開している。

3 本市では、「子どもの瞳が輝き、笑顔があふれ、元気なあいさつが響く学校」のキャッチフレーズの下、知・徳・体の調和のとれた児童生徒の育成を目指している。

■ 小山市の進める小中一貫教育ブランドデザイン

学びや育ちを「つなぎ」、指導を「そろえ」、みんなが「つどう」小山市の小中一貫教育

小山市学校教育目標

小中一貫教育のねらい

連続した学びに支えられた学力・学習意欲の向上

豊かな人間性・社会性の育成

心身の健康に対する意識と体力の向上

ふるさと小山を愛し、誇りに思う心情や態度の育成

検証・改善サイクルの運用による推進・充実

「共創」の教育活動の推進

つなぐ

- 9年間を見通した特色あるカリキュラムの編成・実施
- 9年間の一貫した指導や支援の充実を図るための学年段階の区切り
- 児童生徒指導及び特別支援教育の視点からの連携

学校区の
目指す子ども像

そろえる

- 学年段階に関係なく同一步調で指導することの共通理解・共通指導
- 【例】あいさつ運動／生活のきまり
いじめ未然防止に関わる活動
授業のユニバーサルデザイン化
学習のきまり

つどう

- 相互理解を深めるための教職員交流
- 各学校区内の小・小／小・小・中連携交流活動の推進・充実
- 児童生徒の地域行事への積極的な参加
- 保護者・地域住民の学校教育への参画

子どもの瞳が輝き、笑顔があふれ、元気なあいさつが響く学校

地域とともにある学校づくりの推進(コミュニティ・スクール)

学校教育における子どもへの「3つの保証」

安全の保証

確かな学力の保証

成長の保証

2 小中一貫教育の基本方針

小中一貫教育のねらいの達成を目指し、以下の5つの基本方針の下、これまでの小中一貫教育の取組の成果から、「つなぐ」、「そろえる」、「つどう」をキーワードとした、各学校区の特色ある小中一貫教育を推進する。

小中一貫教育の基本方針

- (1) 各学校区の実情に応じた小中一貫教育の推進
- (2) 学年段階の区切りの考え方と指導計画 ～学びや育ちを「つなぐ」～
- (3) 教職員の実効性のある組織体制の整備と機能の充実
～学びや育ちを「つなぐ」、指導を「そろえる」～
- (4) 交流活動の充実と地域との協働の促進 ～みんなが「つどう」～
- (5) 検証・改善サイクルの運用による推進と充実

(1) 各学校区の実情に応じた小中一貫教育の推進

本市には、11の学校区がある。立地条件や児童生徒の実態、地域の実情に応じた制度や形態で小中一貫教育を推進していく。

本市においても、小学校から中学校に進み新しい環境に移行する段階で、学習面や生活面においてつまづく生徒が出現し、不登校生徒数が増加するなど、全国と同様の課題が見られる。こうした状況を踏まえ、各学校の教育目標や教職員による児童生徒の現状分析、保護者や地域の願い等を基に、「義務教育を終える段階で身に付けておくべき力は何か」という観点から学校区として目指す「次代を担う子ども像」を設定・共有する。そして、その実現を図るために、学習指導や児童・生徒指導における小・中学校相互の連携を深めるほか、地域との連携を促進する。地域の実情や児童生徒の学びや育ちの現状と課題を把握し、その解決のための効果的な手段の一つとして小中一貫教育を推進し充実を図る。

[取組例]

○ 各学校区の実情を踏まえた「次代を担う子ども像」の設定と共有

各学校区の児童生徒の学力・体力・人間関係等の実態を把握・分析し、「強み」や「弱み」等を明確にするとともに、保護者や地域住民の思いなどを踏まえ、「次代を担う子ども像」を設定・共有する。また、「次代を担う子ども像」の実現に向けて、実効性のある組織体制を整えるほか、中・長期的な見通しをもって取組の検証を行う。

○ 「次代を担う子ども像」を踏まえた各校のグランドデザインや教育計画の作成

「次代を担う子ども像」は、9年間で実現を目指す子どもの姿であることから、教

育目標と同義であると捉え、共通の教育目標として設定している学校区がある。各校のグランドデザインに位置付けるなど、「次代を担う子ども像」を踏まえた教育計画を作成することにより、全ての教職員がそれぞれの段階に責任を持ち、9年間で子どもを育てることを念頭に置いて日常の教育活動にあたることが可能となる。これらの内容について、各学校区の推進委員会等で検討し共有していく。

○ 小・中学校の教育課程の共有

小・中学校の教職員が全体研修会等において、それぞれの学習指導要領の目標や学習内容の共通理解を図るほか、学習の系統性を確認するなど、発達段階を意識しながら、それぞれの学習指導の改善・充実を図る。

○ 9年間を見通した教育課程の編成

義務教育9年間を見通して、各教科等の系統性や一貫性のある教育課程を編成し、複数の学年で繰り返し指導するポイントや重点的に指導する単元の設定等により、つまずきの解消や既習内容を意識した指導を充実する。

○ 小学校高学年における一部教科担任制の実施

各学校の実情に応じた可能な形での教科担任制の実施により、専門的な指導による授業の質の向上や授業形態をそろえることによる小中学校間の円滑な接続、多くの教師が関わることによる多面的な児童理解が期待できる。また、小中一貫校においては、相互乗り入れ授業により中学校教員が小学校で指導を行うことや、小学校教員が中学校での指導に関わることでその効果がさらに高まり、多面的な評価による児童生徒理解や9年間を見通した学習指導の充実につなげることが期待できる。

○ 9年間を見通した児童・生徒指導、特別支援教育の充実

9年間を見通した継続性のある指導により、より深い児童生徒理解に基づく発達段階に応じたきめ細かな指導が可能となる。児童生徒に関する情報や指導方針の共有を図りながら、学校区内全ての教職員の共通認識のもと、協働体制による児童・生徒指導を推進する。また、特別な支援が必要な児童生徒については、「個別の教育支援計画」を引き継ぐ等、情報を共有し、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援の充実を図る。

○ 9年間を見通した心と体の健康に関する教育の充実

児童生徒の健康に関する情報の共有とともに、基本的生活習慣や食に関する指導、安全な生活に関する指導など、発達段階に応じた系統的・計画的な指導を充実させる。また、新体力テスト等の分析結果を基に学校区における重点内容を共有し、9年間の系統的な指導により体力の向上を図る。

[推進形態]

- 中学校区を基本とし、各中学校区及び小中一貫校〔義務教育学校⁴、小中一貫型小学校・中学校⁵〕の2つの形態により、それぞれ中学校区の実情に応じた特色ある小中一貫教育を推進する。

■ 中学校区及び中学校区内の小・中学校

中学校区	中学校区内の小・中学校
小 山 中 学 校 区	小山第一小学校・小山城北小学校 ⁶ ・若木小学校・小山中学校
小山第二中学校区	小山第二小学校・小山第三小学校・小山第二中学校
小山第三中学校区	小山城東小学校・大谷北小学校・小山第三中学校
小山城南中学校区	小山城南小学校・旭小学校 ⁷ ・東城南小学校 ⁸ ・小山城南中学校
大 谷 中 学 校 区	大谷東小学校・大谷南小学校・大谷中学校
間々田中学校区	間々田小学校・間々田東小学校・間々田中学校
乙 女 中 学 校 区	乙女小学校・下生井小学校・網戸小学校・乙女中学校
豊田小中一貫校区	豊田小中一貫校（豊田小学校・豊田中学校）
美 田 中 学 校 区	寒川小学校・穂積小学校・中小学校・美田中学校
桑 中 学 校 区	羽川小学校・羽川西小学校・萱橋小学校・桑中学校
絹義務教育学校区	絹義務教育学校

4 心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育について、基礎的なものから一貫して施すことを目的とした学校。義務教育前期課程、後期課程を一人の校長のもと、一つの教職員組織を構成し、学校教育にあたる。

5 組織上独立した小学校及び中学校が義務教育学校に準じる形で一貫した教育を施すことができるようにした学校。学校ごとに校長を配置し、学校ごとに教職員組織を構成する。

6 卒業生は小山中学校・小山第三中学校・桑中学校に進学するが、中学校区は「小山中学校区」に含める。

7 卒業生は小山第三中学校・小山城南中学校に進学するが、中学校区は「小山城南中学校区」に含める。

8 卒業生は小山城南中学校・大谷中学校に進学するが、中学校区は「小山城南中学校区」に含める。

(2) 学年段階の区切りの考え方と指導計画 ～学びや育ちを「つなぐ」～

ア 学年段階の区切りの考え方

小学校6年間、中学校3年間の枠組みの中で、9年間を「基礎・基本期（小1～小4）」、「習熟・接続期（小5～中1）」、「充実・発展期（中2～中3）」の「4－3－2」という学年段階に区切り、9年間の一貫した指導や支援の充実を図っていく。特に小学校から中学校への円滑な連携・接続を図るために、「習熟・接続期」に重点を置いた指導を行うことを基本とする。

【基礎・基本期】小1～小4（義1～義4）

学習への興味・関心をもたせ、基本的な生活習慣や学習習慣の確立を図る期間

[指導目標]

- 基本的な生活習慣の確立を図る
- 学習習慣の確立を図る
- 基礎学力、基礎体力の定着を図る

[主な具体策]

- 繰り返し学習など、基礎学力の定着を図るための指導
- 望ましい生活・学習習慣を身に付けさせるための家庭との連携
- 基礎体力の定着を図るための「体力づくり」の指導

【習熟・接続期】小5～中1（義5～義7）

小・中学校の教職員が協働して接続の充実を図り、学力の向上やいわゆる中1ギャップ等の解消を図る期間

[指導目標]

- 中学校への円滑な接続を図る
- 成長段階の意識化を図る
- コミュニケーション能力の育成を図る
- 学力の伸長を図る

[主な具体策]

- 学校の実情に応じた小学校高学年における教科担任制の導入
- 児童生徒の主体的な交流活動の充実
- 互いの考えを交流しながら課題を解決する学習の工夫
- 学校段階間の接続を意識した、つまづきを解消する指導や既習事項を踏まえた指導の充実

【充実・発展期】中2～中3（義8～義9）

自立して生きる力を育む義務教育9年間のまとめの期間

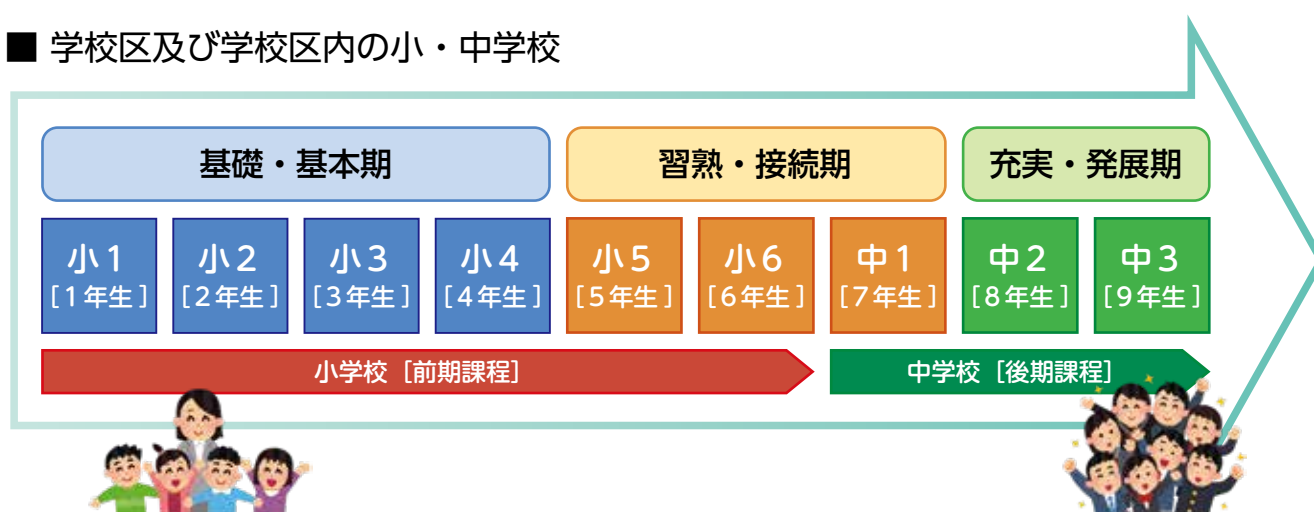
〔指導目標〕

- 義務教育9年間で修了するにふさわしい学力と社会性の育成を図る
- 自ら課題を見つけ、解決する力の育成を図る
- 主体的に進路を選択する能力の育成を図る

〔主な具体策〕

- 興味・関心や到達度に応じた学習機会の充実
- 問題解決能力を高めるための、基礎学力を基盤とした発展的学習の充実
- 勤労観・職業観を身に付けるためのキャリア教育の充実

■ 学校区及び学校区内の小・中学校



イ 推進計画及び指導計画の作成

小山市の小中一貫教育のねらいを踏まえ、各学校区において、9年間を見通した特色ある教育活動を行うために、教育活動を整理・統合し、創意工夫ある「小中一貫教育推進計画（様式1）」及び「小中一貫教育基本カリキュラム（様式2）」を作成する。

（ア）小中一貫教育推進計画（様式1）（「Ⅳ 資料」参照）

本計画は、「次代を担う子ども像」具現化のための取組や推進組織についてまとめた各学校区における小中一貫教育推進の全体計画である。

（イ）小中一貫教育基本カリキュラム（様式2）（「Ⅳ 資料」参照）

本カリキュラムは、各学校区で共有、具体化する重点を図る教科等の指導計画である。

各学校区の「小中一貫教育推進計画」において設定した「次代を担う子ども像」の実現に向けて、これまでの取組における成果等を生かしながら、さらに伸ばしたい資質や能力、態度について「重点化を図る教科等」として焦点化し、また、小中一貫教育の視点から教育活動を整理・統合するなど、創意工夫して編成する。

（３）教職員の実効性のある組織体制の整備と機能の充実

～学びや育ちを「つなぐ」、指導を「そろえる」～

小・中学校の文化の違いや小中一貫教育の必要性を共通理解、認識するとともに、各学校区の児童生徒の課題や教育目標等を共有するために、小・中学校の教職員が、児童生徒の学びや育ちの連続性を担保するために必要な指導体制を整備し、学習指導、生活指導の両面から互いに学び合う取組を推進する。

各学校区においては、学校ごとに位置づけた小中一貫教育推進教員を中心に、小中一貫教育推進に係る組織を構成する。

なお、各学校区の特色を生かした教育を推進するために実効性のある組織となるよう、部会及びその部会における教職員の配置について工夫をする。

教育委員会としては、市全体として行われる研修会の開催及び内容の充実を図るとともに、各学校区における研修や情報交換における助言やＩＣＴ活用^９への支援をすることに努める。

[取組例]

○ 推進委員会、専門部会の整備と機能の充実

各学校区における小中一貫教育の全体像や取組の方向性、「次代を担う子ども像」等、実践の基盤となることについて協議する「推進委員会」や、「次代を担う子ども像」の実現に向けた具体的な取組について検討する「専門部会」を整備し、その機能の充実を図る。

（４）交流活動の充実と地域との協働の促進 ～みんなが「つどう」～

ア ねらいを明確にした児童生徒の交流活動の推進

異学年児童生徒による交流は、社会性や自己有用感、他者を思いやる豊かな心を育む。また、学校区内の小学校同士の連携を深めることは、教育活動の統一が図れるなど、中学校進学に向けての不安軽減のために非常に有効である。

については、各学校区の特色ある児童生徒の交流活動を意図的・計画的に実施する。

[取組例]

○ 児童生徒の自己有用感を育む特色ある交流活動の実施

地域の実情や立地条件等に応じ、中学生がリーダーシップを発揮できる活動や、それぞれの学年のよさに触れることができる機会を意図的・計画的に設定する。

特に、小中一貫校においては、日常的なふれあいや、行事等の合同開催により、上級生へのあこがれの気持ちや下級生を思いやる気持ちが育まれやすく、他の学校区以上に進級・進学への不安の軽減が期待できる。

９ 本市では、小山市内の教育系ネットワーク内で、全ての教職員がパソコンを用いた情報交換ができるグループウェアを活用して、各学校区の情報交換・共有を行っている。

イ 教職員の研修や交流の充実

小・中学校の教職員が、児童生徒の実態や指導観、指導方法等を共有し、具体化に向けて共通理解を図るために必要な研修及び交流活動を推進する。

[取組例]

○ 全体研修会（小中合同研修会）、情報交換会の実施

小・中学校及び小学校同士の連携を密にし、児童生徒の育ちをつなぐために、児童・生徒指導や教育相談、特別支援教育などについての情報交換会や、合同研修会を計画的に実施する。

また、授業改善や学習指導、生活指導の在り方等について協議し、これらの成果や課題について共通理解を図る。

○ 相互授業交流、小中合同授業研究会の実施

各学校区の児童生徒の実態を踏まえ、学びをつなぐために小・中学校相互の授業交流や授業研究会等を積極的に推進する。

また、教職員が、小・中学校の系統性を考慮して合同で指導案を作成し、授業研究会を実施する等により、教職員の授業力・指導力の向上を図る。

○ ICTを効果的に活用した情報共有、交流活動・研修会等の実施

ICTの効果的な活用により、学校間の距離や移動に伴う時間的な制約を受けない交流活動が可能となる。グループウェア等を活用し、学校間の情報共有を常時行い連携を密にするとともに、必要に応じて、オンラインでの児童生徒の交流活動、教職員の授業研究会や会議等を実施する。

ウ 家庭・地域との協働の促進

児童生徒に豊かな社会性や人間性を育むためには、学校、家庭、地域が協働していくことが大切である。

このため、地域連携教員等を核に地域とともにある学校づくり¹⁰を進めながら、9年間の学びや育ちをつなぐ関わりとして、教育課程上の「縦のつながり」と併せて、家庭・地域が協働する「横のつながり」の下で、児童生徒の確かな成長を支えとともに、実態に適した小中一貫教育を推進する。

小中一貫教育をより効果的に推進するために、コミュニティ・スクールの充実を並行して進め、地域ぐるみで児童生徒の成長を支えていくことが重要である。

コミュニティ・スクールは、学校運営協議会を設置し、学校と家庭、地域が目指す児童・生徒像を共有した上で、実現のために学校の様々な課題について熟議を深めながら、

10 本市では、地域とともにある学校づくりを進めるために、コミュニティ・スクールを推進している。

連携・協働して児童生徒の成長を支えていくための仕組みであり、小中一貫教育は、地域の支援を小・中学校で途絶えさせない仕組みでもある。また、学校と地域をつなぐ取組であるコミュニティ・スクール、小・中学校の児童生徒間及び教職員間をつなぐ取組である小中一貫教育には、いずれも児童生徒に多様な他者との関わりをもたせたいという共通の願いがある。このようなことから、小中一貫教育とコミュニティ・スクールを一体的に進めることで、学校、家庭、地域の協働体制が築かれ、よりよい学校づくりにつながることが考えられる。

[取組例]

○「次代を担う子ども像」の学校・保護者・地域での共有

児童生徒の学びや育ちの現状や、保護者や地域の願いを踏まえた「次代を担う子ども像」を設定するとともに、各種たよりやホームページ、リーフレット等を通して取組の様子を家庭・地域と共有する。これらにより、保護者や地域住民の小中一貫教育に対する理解が深まり、協働への意識が高まることが期待できる。

○ 学校区における学校運営協議会の連携等

学校区における合同の学校運営協議会の開催や委員同士の情報交換の場を設定することにより、「次代を担う子ども像」やその実現のための取組、学校区で推進する小中一貫教育の成果や課題についての共有が可能となる。学校運営協議会同士の連携を図ることで、学校と地域の関わりを9年間継続させ、学校を含めた地域全体で子どもの成長を支えていくことが期待される。

(5) 検証・改善サイクルの運用による推進と充実

各学校区の小中一貫教育をより推進するために、「小中一貫教育推進計画」に基づいた取組について、PDCAサイクルを運用しながら、検証を行うとともに、学校区の教職員及び教育委員会が一体となり、改善に向けた取組を進める。

特に、「習熟・接続期」に重点を置いた指導をするという観点から、その始まりの学年である小学5年生（5年生）と「充実・発展期」始まりの学年となる中学2年生（8年生）の状況について、各種検査の結果分析等を基に、小中一貫教育の取組の改善・充実を図る。

学校、家庭、地域が一体となって小中一貫教育を進めていくために、各学校区の小中一貫教育推進計画に基づいた取組を適切に評価し、その改善を図る必要がある。各学校においては、学校評価の実施により、「次代を担う子ども像」の実現に向けた特色ある教育活動等について評価し、その改善を図っている。そして、学校評価の結果を公表・説明し、適切に説明責任を果たし、学校、家庭、地域の連携協働体制作りを進めている。そこで、学校評価の取組に小中一貫教育に係る事項を位置付け、次のような取組例により実施する。

[取組例]

- 学校評価に小中一貫教育の項目を加える。
- 各学校区の小中一貫教育推進計画に示した重点目標の達成状況や、達成に向けた取組の適切さ等について、評価に基づき検証を行い、その改善を図る。
- 各学校区では、小中一貫教育の学校評価の結果に基づき、改善内容や方策について協議する。
- 小中一貫教育に関する学校評価では、保護者に対するアンケートにおいて小・中学校で共通の質問項目を実施する。
- 学校関係者評価では、学校運営協議会委員及び学校評議員を学校関係者評価委員と考え、小中一貫教育を含めた評価を実施する。
- 自己評価と学校関係者評価の結果を公表・説明することにより保護者、地域住民等の小中一貫教育への理解を深め、学校、家庭、地域の結びつきを強める。

Ⅳ 資料

◆ 小中一貫教育推進計画（様式１）

「次代を担う子ども像」具現化のための取組や推進組織についてまとめた各学校区における小中一貫教育推進の全体計画

◆ 小中一貫教育基本カリキュラム（様式２）

各学校区で共有、具体化する重点を図る教科等の指導計画

◆ 学年段階の区切りと指導の方向性

９年間の一貫した指導や支援の充実を図るための学年段階の区切りとそれぞれの段階における指導の方向性

◆ 小山市の小中一貫教育 2017～2021 取組内容

2017年度から2021年度までの本市小中一貫教育に関する具体的な取組内容

〔様式1〕 令和●年度 小中一貫教育推進計画

〇〇〇学校区

●●●学校 △△△学校 〇〇〇学校

■ 児童生徒等の実態

■ 次代を担う子ども像



■ 重点目標

①

②

③

■ 「つなぐ」「そろえる」「つどう」視点からの主な取組

視 点	重点目標との関連	主 な 取 組	主な工夫・手立て
学びや育ちを「つなぐ」			
指導を「そろえる」			
みんなが「つどう」			
その他			

■ 組織

■ 実施計画

月	内 容	月	内 容

■ その他（上記に示すことができない内容・取組等について記入する）

〇〇〇学校区

■ 次代を担う子ども像

--

■ 重点化を図る教科等

--

■ 小中一貫教育の視点から考える指導区分に応じて育てたい力・重点をおく指導内容等

	A 前期 (小1～4年) 基礎・基本期	B 中期 (小・義5～中1/義7年) 習熟・接続期	C 後期 (中2/義8～中3/義9年) 充実・発展期
育てたい力			
重点をおく指導内容・具体策			

◆ 学年段階の区切りと指導の方向性

小山市学校教育目標

小中一貫教育のねらい

連続した学びに支えられた学力・学習意欲の向上

豊かな人間性・社会性の育成

心身の健康に対する意識と体力の向上

ふるさと小山を愛し、誇りに思う心情や態度の育成

学年段階の区切り

指導の方向性

充実・発展期

中3
[9年生]

中2
[8年生]

中学校（後期課程）

自立して生きる力を育む義務教育9年間のまとめの期間
[指導目標]

- 義務教育9年間に修了するにふさわしい学力と社会性の育成を図る
- 自ら課題を見つけ、解決する力の育成を図る
- 主体的に進路を選択する能力の育成を図る

〈主な具体策〉

- 興味・関心や到達度に応じた学習機会の充実
- 問題解決能力を高めるための、基礎学力を基盤とした発展的学習の充実
- 勤労観・職業観を身に付けるためのキャリア教育の充実

習熟・接続期

中1
[7年生]

小6
[6年生]

小5
[5年生]

小学校（前期課程）

小・中学校の教職員が協働して接続の充実を図り、
学力の向上や中1ギャップ等の解消を図る期間
[指導目標]

- 中学校への円滑な接続を図る
- 成長段階の意識化を図る
- コミュニケーション能力の育成を図る
- 学力の伸長を図る

〈主な具体策〉

- 学校の実情に応じた小学校高学年における教科担任制の導入
- 小・中学生の主体的な交流活動の充実
- 考えを交流しながら課題を解決する学習の工夫
- 学校段階間の接続を意識した、つまずきを解消する指導や既習事項を踏まえた指導の充実

基礎・基本期

小4
[4年生]

小3
[3年生]

小2
[2年生]

小1
[1年生]

学習への興味・関心をもたせ、基本的な生活習慣や
学習習慣の確立を図る期間
[指導目標]

- 基本的な生活習慣の確立を図る
- 学習習慣の確立を図る
- 基礎学力、基礎体力の定着を図る

〈主な具体策〉

- 繰り返し学習など、基礎学力の定着を図るための指導
- 望ましい生活・学習習慣を身に付けさせるための家庭との連携
- 基礎体力の定着を図るための「体力づくり」の指導



小山市の小中一貫教育 2017～2021 取組内容

項目 年度	学校運営 ■教育課程・組織運営 ●学校評価	学習指導 ■9年間を見通したカリキュラム ●授業づくり	9 授
2017 (平成29年度) 小・中学校 新学習指導要領 周知・徹底	■小・小間、小・中間の共通した実践項目の検討 ■組織体制（推進委員会・全体会・各部会等）の設置・整備 ●小中一貫教育に関する学校評価項目設定	●授業の約束（学習のきまり・板書等）の共有〔↓〕 ●小学校5・6年生の一部教科担任制の検討・実践〔↓〕 ■9年間を見通した家庭学習の在り方の検討及び共通理解	■中学校英語教員による乗り入れ授業（兼務発令を含む）
2018 (平成30年度) 小・中学校 新学習指導要領 先行実施	■組織体制（推進委員会・全体会・各部会等）の確立 ■小・小間、小・中間の年間行事、日課等の工夫 ●小中一貫教育に関する学校評価の実施〔↓〕	■9年間の系統を意識した学習の仕方（授業の約束、家庭学習）の共通理解 ●9年間の学びの連続を意識した教科等の指導内容の確認と「主体的・対話的で深い学び」の実現 ●各種学力調査等の結果分析と共有〔↓〕	■「TT授業等の効果的・計画的な実施
2019 (令和元年度) 小・中学校 新学習指導要領 先行実施	■9年間を見通した柔軟な教育課程の編成・実施 ■組織体制の検証と改善 ●小中一貫教育に関する学校評価の継続実施〔↓〕	●9年間の学びの連続を意識した教科等の指導や「主体的・対話的で深い学び」の実現 ●各種学力調査等の結果分析と共有〔↓〕 ●各中学校区の強みや課題を分析し、共通の視点を踏まえた学力向上改善プランの作成と実践〔↓〕	■「TT授業等の効果的・計画的な実施
2020 (令和2年度) 小学校 新学習指導要領 全面実施	■9年間を見通した柔軟な教育課程の実施〔↓〕 ■組織体制の充実 ●小中一貫教育に関する学校評価の共有〔↓〕 ■小学校高学年の教科担任制導入の検討（検証）〔↓〕	●9年間の学びの連続を意識した教科等の指導方法の共有と年間指導計画等への位置付け ●小学校新学習指導要領全面实施への対応	■「TT授業等の効果的・計画的な実施
2021 (令和3年度) 中学校 新学習指導要領 全面实施	■9年間を見通した柔軟な教育課程の実施〔↓〕 ■組織体制の充実 ●小中一貫教育に関する学校評価の共有〔↓〕 ■小学校高学年の教科担任制導入の検討（検証）〔↓〕	●9年間の学びの連続を意識した教科等の指導方法や「主体的・対話的で深い学び」の実現 ●中学校新学習指導要領全面实施への対応 ■キャリア・パスポートの計画的活用と充実〔↓〕	■「TT授業等の効果的・計画的な実施

「小山市の小中一貫教育 2017～2021

〔↓〕：その後の年度においても、継続して取り組む内容

～学びや育ちを「つなぎ」、指導を「そろえ」、みんなが「つどう」小山市の小中一貫教育～ 2021 版

英語教育	児童生徒指導	特別支援教育	学校間交流活動 地域連携・協働
年間を見通したカリキュラム 業づくり ■新学習指導要領（小・中学校）の確認・理解 ■学習到達目標の設定・検討 [↓] ●e-Fes Oyama 2017 小学校・義務教育学校前期課程の英語発表会の開催 [↓] ●小山市版英語読み物資料の作成 ■小学校英語科の新学習指導要領先行実施の対応 ●文科省新教材を基準とした指導への変換 ●小山市版英語読み物資料（H29 作成）の活用 [↓] ■小学校英語科の新学習指導要領全面実施に向けての対応 ■中学校外国語科の新学習指導要領移行期間の対応 [↓] ●文科省新教材の有効活用を図った授業実践 ■9年間の学びの連続を意識した英語科のカリキュラムの確認と実施 [↓] ●小学校・義前外国語科（5・6年）年間70時間実施への対応 ■中学校新学習指導要領全面実施への対応 ●小・中の接続を意識したチーム・ティーチングの充実	■情報交換 ●共通理解・実践 ■中学校区内の児童・生徒指導に関する情報交換の促進 ●いじめ・不登校の未然防止対策の基本的な進め方の共通理解 ●長期休業中のきまり等の共通理解 ●児童生徒の実態及び目指す子ども像を踏まえた手立て・支援等の児童・生徒指導計画への位置付け及び実践 [↓] ●魅力ある学校づくりに向けたPDCAサイクルの実践 [↓] ●いじめ・不登校対策の共通実践 [↓] ●魅力ある学校づくりに係る意識調査の結果を踏まえ、「授業づくり」と「集団づくり」を一層充実させた、いじめ・不登校の未然防止を図る取組の実践 [↓] ■中学校区内の児童・生徒指導体制の確立（校内、小・小、小中） ●児童生徒の実態及び「次代を担う子ども像」を踏まえた手立て・支援等の共通実践項目の見直し ■9年間を見通した、いじめ・不登校の未然防止に向けた取組 ■不登校傾向のある児童について小・中間での情報共有と、それらの児童の中学校入学後における対応方針の検討（中1における新規不登校数増加の未然防止） ●9年間を見通した、いじめの未然防止、早期発見・早期対応のための取組	■情報交換 ●共通理解・実践 ■中学校区内の特別支援教育に関する情報交換の促進 ●特別な支援が必要な児童生徒に対する教育的ニーズの理解 ●授業や教室環境等のユニバーサルデザイン化の手法を取り入れる事柄の検討・実践 [↓] ●特別な支援が必要な児童生徒に対する教育的ニーズの理解と具体的な手立ての共有 [↓] ■中学校区での特別支援教育に関する研修会や合同学習会の検討 ■中学校区での特別支援教育に関する研修会や合同学習会の実施及び見直し [↓] ●個別の教育支援計画に基づく適切な指導の実践 [↓] ■特別な支援が必要な児童生徒に対する就学支援 [↓] ●個別の教育支援計画の見直しと引継ぎ [↓] ■特別な支援が必要な児童生徒に対する効果的な指導・支援の実践例の共有 ●個別の教育支援計画に基づいた計画的・組織的な指導・支援の充実	■特別活動 ●PTA ★地域連携・協働 ■行事連携の点検・実施・見直しと改善 ●情報発信（PTA総会・学校通信・懇談会・HP等） ★地域の教育力の活用（人材・文化・自然・施設等） ■小・小間、小・中間の行事連携の検討・実施 [↓] ■児童会・生徒会活動での連携交流（クリーン作戦・あいさつ運動等） [↓] ■部活動紹介・見学体験（一部体験、合同練習等） [↓] ★コミュニティ・スクール等、地域とともにある学校づくりの理解及び周知 ●各校PTAが連携して取り組むPTA活動の充実 [↓] ★コミュニティ・スクール等、地域とともにある学校づくりの検討・実践 [↓] ●各校PTAが連携して取り組むPTA活動の充実 [↓] ★コミュニティ・スクール等、地域とともにある学校づくりの検討・実践 [↓] ■小・小間、小・中間の連携行事の見直しと改善 ★コミュニティ・スクール等、地域とともにある学校づくりの検討・実践 [↓] ■小・小間、小・中間の連携行事の充実 ★コミュニティ・スクール等、地域とともにある学校づくりの検討・実践 [↓]

取組内容」の総括及び今後の小中一貫教育推進に向けた取組の検討・確認

2021年度

小山市小中一貫教育推進基本計画

令和6年3月

【事務局】

小山市教育委員会 教育総務課
学校教育課